

○高橋紀博委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは会議を進めてまいります。

初めに、1、令和7年第2回臨時会提出議案についてを議題といたします。議案第3号、議案第4号及び報告第2号の以上3件につきまして、理事者から説明願います。

○金澤税務部長 議案第3号及び議案第4号の2件につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、議案第3号、旭川市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和7年度税制改正による地方税法等の一部改正等に伴い、条例を整備するものでございます。

その主な内容でございますが、まず、個人市民税に関する事項といたしまして、納税義務者が生計を同じくする19歳以上23歳未満の大学生年代の一定の親族を有する場合に適用される特定親族特別控除が創設されることに伴い、市民税の申告に係る規定を整備するものでございます。

次に、軽自動車税に関する事項といたしまして、二輪車の車両区分の見直しに伴い、原動機付自転車の区分に総排気量125cc以下かつ最高出力4キロワット以下に制御された新基準の原動機付自転車について、種別割の税率を2千円と定めるものでございます。

次に、市たばこ税に関する事項といたしまして、現在、重量と価格の要素により紙巻きたばこの本数へと換算し課税を行っている加熱式たばこについて、重量の要素のみにより紙巻きたばこの本数へと換算する方式に改めるものでございます。

また、そのほか所要の関連規定の整備を行うこととしております。

続きまして、議案第4号、旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議案第3号と同じく、地方税法等の一部改正に伴うものでございまして、引用条項に係る所要の関連規定の整備をしようとするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○山口健康保健部長 本臨時会に提案している議案のうち、健康保健部所管に係る事項として、報告第2号、専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

本件は、本年2月4日、市内7条通10丁目の旧旭川市第3庁舎駐車場内におきまして、動物愛護センター敷地内に設置されていたスノーポールが強風により転倒し、転倒時に駐車場内を走行中の相手方の小型乗用車に当たり相手方車両を破損させた事故でございまして、市の過失割合を100%、損害賠償の額を15万4千495円と定め、本年3月25日に専決処分をさせていただいたものでございます。

今後におきましては、同様な事故が起こらないよう、より一層、安全管理の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。以上、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。

以上でございます。

○高橋紀博委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思っております。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、中園廃棄物最終処分場の廃止について、旭川市次期一般廃棄物最終処分場に係る基本設計についての以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○太田環境部長 初めに、中園廃棄物最終処分場の廃止について御説明をさせていただきます。資料のほうをお開きください。

資料の1、中園廃棄物最終処分場の概要についてでございますが、当該処分場は昭和54年に供用開始し、平成15年までの約24年間埋立てを行っております。埋立面積が49.8ヘクタール、埋立容量が660万立米、現在の処分場の約4倍の規模の処分場となっております。

次に、2、廃棄物の安定化プロセスについてでございます。最終処分場で埋立処分されました廃棄物は、微生物の働きにより長い時間をかけて有機物が分解され、その過程で熱やガスが発生しますが、無機質へと変化することで徐々に熱やガスの発生が収まり、浸出水の水質も改善されていきます。そのため、一般的な処分場では、埋立て完了後も浸出水の処理などの適切な維持管理を行い、その水質や発生するガス量の測定を行いながら、安定化の進み具合を都度確認し、測定値が法令で定められた廃止基準以下となった段階で、埋立地が安定したとみなし、正式に廃止されるといった流れになってございます。

次に、3、埋立終了後における中園廃棄物最終処分場の監視・管理体制であります。中園廃棄物処分場は埋立て終了から21年が経過しておりますが、現在も浸出水の処理など、適切な維持管理を継続しながら、水質やガス排出量を定期的に測定しております。また、埋立て終了後に、江丹別地域の安全な住民生活の確保及び処分場の適正な維持管理を行うための附属機関といたしまして、学識者や地域住民等で構成されます中園廃棄物最終処分場監視委員会を設置し、測定結果などを共有しながら、埋立地の状況の評価や維持管理の在り方について議論するなどの取組を行っております。なお、水質等の測定業務を含め、直近の年間維持管理費は約8千万円となっている状況にございます。こうした取組の下、一定の時間が経過する中で、水質やガス発生量などは少しずつ改善されており、今年2月の測定結果が全ての廃止基準を満足できる水準となったことから、本年3月14日に開催されました附属機関会議におきましてその内容を確認したところ、現在の状態まで埋立地が安定化していれば廃止しても問題ないとの結論に至ったところであり、本市といたしましては、中園処分場の適正な維持管理に多額な費用を要している状況などを踏まえまして、こうした附属機関会議の意見を踏まえ、速やかに廃止手続を進めていく必要があるというふうに考えてございます。

次に、4、廃止に向けた手続きについてでございます。廃止に当たりましては、地域住民の理解が不可欠でございますので、現在、市民委員会などと地域住民説明会の開催日程について調整しているところでございます。4月下旬から5月上旬にかけて説明会を開催し、現在の中園処分場の状況ですとか、安全性について丁寧に説明するほか、廃止後の管理の在り方、あるいはその跡地の復元方法などについて意見をいただき、理解を求めながら手続を進めていきたいと考えてございます。また、市民説明会などで地域の理解が得られた後には、6月頃をめどに廃止確認申請を行いたいというふうに考えてございます。申請書の提出先は、環境部の環境指導課となりますが、申請書のその審査には、約1か月から2か月ぐらいの時間がかかると想定してございます。廃止許可が下りた後は、水処理等の施設機能を停止させていくこととなりますが、埋立地の浸出水は水処理施設を経

て、河川放流されており、廃止後は直接、自然流下により河川放流ができるよう、現在の放流ルートを切り替えるための工事が必要となります。しかし、本年度当初予算にはその工事費は計上されておりませんので、第3回定例会で補正予算を提案するものとする、工事発注は本年度後半となることから、工事完了は本年度末になるものと見込んでおります。それまでの期間については水処理施設を稼働させておく必要があるというふうに考えてございます。

最後の、5、廃止後の対応でございます。廃止後に不要となる水処理施設や調整池のほか、管理棟につきましては、順次、撤去していく必要がございますが、解体、撤去には多額の費用がかかることが想定されますので、次年度以降に施設撤去に関わる調査設計業務を発注し、全体事業費を把握しながら計画的な事業スケジュールを作成し、財政部局と協議していく考えでございます。なお、廃止後におきましても当面の間、必要最低限の監視ですとか管理が必要なほか、どのように跡地を復元していくかといった課題も残ることから、引き続き、地元と協議しながら、廃止後の管理の在り方や復元方法について検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、旭川市次期一般廃棄物最終処分場に係る基本設計について御説明をさせていただきます。最終処分場位置図のほうの資料をまずはお開きください。

当該処分場につきましては、令和5年度におきまして、基本的な整備の方向性を整理した基本計画を策定し、昨年4月の本委員会にてその内容について御報告をさせていただいたところでございます。令和6年度におきまして、環境影響調査と基本設計を実施し、周辺環境への影響などに配慮しながら、処分場に必要設備や構造物の具体的な機能や仕様について精査・検討を進めてまいりました。しかし、資料にございますように、基本計画策定後に、株式会社旭川振興公社の次期産業廃棄物最終処分場が、本市の次期最終処分場の近傍に建設されることとなり、供用開始時期も、同じ令和12年度の予定というふうになったことから、旭川振興公社から相互の経費圧縮を目的とした連携について依頼がございまして、双方にとってより経済的で効率的な施設となるような検討も併せて行ってきたところでございます。

次に、資料の最終処分場施設配置平面図を御覧ください。

基本設計の検討結果についてでございますけれども、埋立作業に必要な設備やその構造など、施設の基本的な仕様等に大きな変更はなく、処理方法につきましても、浸出水に地下水や河川水を混合させ基準を満足させる、希釈処理方式による下水道放流としてございます。また、市と振興公社との連携といった部分につきましては、両埋立地内で発生した浸出水をそれぞれに単独処理するのではなく、図面の左側にありますように合同処理方式とすることで、その整備費や維持管理費を互いに案分し、事業費の圧縮を図ることとしたものでございます。そのほか、事業用地につきましても、各施設の仕様を満足する必要最小限の範囲となるよう精査を進めてまいります。

最後に、今後のスケジュールについてでございますが、令和7年度から基本設計に基づき、処分場造成の実施設設計や、管理棟などの建築物の基本設計、実施設計、また、管理棟のZ E B R e a d y 認証に向けた地中熱量を把握するための地質調査や用地確定測量なども実施してまいります。令和8年度には用地の取得と樹木伐採等の準備工を実施し、令和9年度から施設本体の整備工事に順次着手しながら、令和12年度の供用開始を目指していく考えでございます。

環境部からの報告事項は以上でございます。よろしくお願いたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○能登谷委員 すみません、急ですが。一つは中園の件ですね。心配していることが少しあって、今年の6月で22年になるのかな、終わってから22年ということで、大分たったということではあるんだけど、それで放出する浸出水の測定値なんか満足になっているということなんだけど、本当に大丈夫なのかなということで、廃止基準以下になっているってこととか、満足になっているというのは、そうは言ってもゼロではないんだと思うんです。そういう中で、実際にどういう数字で、どう満足されているのか少し教えてほしいなと思います。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 今、委員から御指摘があった水質に関してです。水質に関しては、BODが60ミリグラム・パー・リットル、1リットル当たり60という値、あと、SSという値がございますが、それも同じく60という数値であります。

BODに関しては、60を超過したのが平成17年ですから、約19年前に一応超過しているような状況になっています。最近の3年間では、大体20ミリグラム前後で推移しているような状況です。

次に、SSでございます。SSに関しましては、令和2年以降、60を超過していないような状況です。令和3年からの直近では30という値で推移しているような状況になっております。

○能登谷委員 こちらも急だったということではあるんだけど、ちょっと今、口頭だったんですけども、資料で示していただけませんか。実際に満足だということであれば、何かの形で住民に対してもいろいろ示していくと思いますので、そこは丁寧にやってもらいたいなと思っているということです。

それからもう一つは、中園ができる時も、共和から中園、中園から芳野ということで、地域住民にとっては相当な負担があって、当時いろんな議論がありましたよね。僕はちょっと2つ課題があったなと思うんだけど、一つは住民合意の形成の仕方。それは市民委員会の会長とか、偉い人に判こを押してもらったらそれで終わりみたいなこともあって、そのあと住民が知るに至って、いろいろともめていったという経過もあったと思うんですね。だから今回、先ほどの報告でも、市民委員会などを中心に住民合意を図っていくようなお話だったんだけど、市民委員会だけ率直に言って不十分だと思うんですね、多くの方がそれに参画しているとも思えないので。なのでその辺、十分注意した対応が必要ではないかなと思っていますので、住民合意の形成というのをどうしていくのかちょっとお聞きしておきたいと思います。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 地域住民に対する説明ということでございます。まず、市民委員会のほうに廃止の件を言いまして、その後、市民委員会の所属している地域住民の方を集めて、現状の水質の関係ですとか、ガスの関係ですとかを直近だけでなく、開始後、どのような値になったかというのも含めまして、丁寧に説明したいというふうに考えております。

○能登谷委員 もともとそんなに人数いるわけじゃないんで、みんな呼んでほしいと思うのと、かつては、会長が判こ押したらもうそれで合意を図ったみたいな扱いがあって反発をくらいましたので、みんなを呼んでもらうということと、あとは、もし廃止になるとしても、その後の管理もしっかりと住民も参加をしながらということをしていってほしいなというふうに思いますので、そのことは述べておきたいと思います。

もう一つは、水質のことなんですけど、結構当時、共和から中園になって、次どうするって考え始めた頃に、江丹別川に奇形の魚がばんばん出ましたよね。どう見てもあそこの処分場からの排水

でしか考えられないんですよ。当時、市はその影響だとは言っていませんでしたが、住民としてはそういう感覚が根強くありました。だから、本当にこの後、自然放流で大丈夫なのかなあつてことは、住民の中に多分根強く懸念があると思いますから、先ほど水質のことで少しお話もありましたけど、その管理の在り方も含めてやっぱり住民とよく協議して行って、監視もしていけるような体制というのをつくってほしいと思っているんですけども、その辺どう考えているのかお聞きします。

○太田環境部長 廃止に向けての住民合意の在り方ということでございます。先ほども御説明させていただきましたように、まず、市民委員会のほうでも丁寧にきちっと説明をしていきますし、当然、その水質の部分についてもいろいろと心配もあると思います。これまでも水質については、年4回ずつずっと継続して測り続けた経過もございますので、そうした過去の経過で、それが徐々に安定してきているというようなことも踏まえて、きちっと説明をさせていただきたいと思ひますし、先ほど申し上げました中園廃棄物最終処分場監視委員会には学識者の先生もいらっしやって、そういった専門家の御意見もその中に踏まえた中で、これまでいろいろと議論してきた経過もございますので、そうしたこともきちっと説明した上で、安全であるということをきちっと皆さんに説明してやっていきたいというふうに思っています。

また、仮にその合意が取れて廃止した後につきましても、そういった水質の監視を急にやめるということではなくて、回数を減らすなどして、一応、その後の経過も大丈夫かということは、一定期間やっぱり必要なのかなというふうに考えてございますので、そういったところを住民の皆さんときちっと話し合いながら、安心、安全に、その後も施設の跡を管理できるような体制をつくっていききたいというふうに思っています。

○能登谷委員 先ほど聞いたようなデータもきちっと示しながらですね、十分な住民合意を図っていただきたいなということを申し述べておきたいと思ひます。

もう一つの件は、次期廃棄物処分場と産業廃棄物の関係の説明がありましたので、それに関連して2つほど。

一つは、つい最近、建設業者の皆さん方とちょっと意見交換する機会があったんですけども、そこでやっぱり皆さん、これをすごく心配していました。国道からのアクセスの心配なんですよ。交通量は今も結構ある、当然、国道ですからあると。そこからこれに入っていく上でのアクセス、交通量が多い中での、信号とか、道の幅とかいろんなことも含めて、取付道路はどうなるんだろうか、ちゃんと安全に出入りできるようになるんだろうかということを心配されてきましたので、その辺の配慮というのはどうされているのかお聞きしたいと思ひます。

○太田環境部長 まず施設にアクセスするための搬入路についてでございますけれども、施設配置平面図にもございますように、施設自体は少し大きなカーブを描いているところであるものですから、取付道路、搬入する部分につきましては、なるべく視距を確保する上で、そのカーブから直線に変わる部分までずらしているといった状況でございます。これについては道路管理者ですとか、警察とも十分協議した中で、安全に配慮した中で、この位置にするという形で協議が調っているところでございます。また、信号設置の有無につきましては、これも引き続き、警察のほうとは協議を進めていきたいというふうに考えてございます。

○能登谷委員 ぜひ安全対策を強めてほしいなと思ひます。

もう一つは、下流域の方たちの心配の声がかつてあったと思うんですね。要するに、深川とか滝川とかそっちのほうの農家の人たちの心配なんです。なぜかという、江丹別とは違って、今度は川に直接放流する方式になるということで、確かに、数値上のことではいろんなことを満たしていると言っておりますけれども、下流域の農家にしてみれば、相当その水を取って米を作ったりいろんなことするってことで、かつてちょっと心配の声が上がっていたと思うんですが、それらへの対応っていうのは、今どうされているのかなというのを聞きしておきたいと思います。

○太田環境部長 浸出水につきましては、こちらの処分場については下水道放流方式となっておりますので、直接、河川には放流することはないということです。ですから、そのまま下水道管を通じて現在の下水処理センターのほうに放流されるということになりますので、そこは十分な基準以下に抑えられた形で放流されるというふうに考えてございます。

○能登谷委員 言い間違った。逆の方式ですね。下水から入ることになっているんだけど、その方式で本当に安定してっていうか、問題なくやれるのかどうかってこと。それから、今ある江丹別のこともその人たちは心配しているんだけど、どちらにせよ結局、石狩川で合流してみんな来るわけで、下流域の心配ってことについて、数値上は大丈夫だということは前にも伺いました、いろんなことでね。だけど、本当に下流域への説明とか、心配ないということに対する発信とか、それらをどうするのかというのをちょっと聞いておきたいと思います。

○太田環境部長 今回、下水道接続ということになりますので、まず、下水道に接続する段階で、一定の水道局で下水道処理に求められる基準をクリアした中で流すということになりますので、その後は、やはり下水処理場から一般の河川放流に至るには、それはそれで下水道放流に求められる基準以下で流すことになりますので、影響については特段ないものというふうに考えてございます。また、下水道接続に関しましても、これまでの芳野処分場から出ている水の値ですとか、そういったことを実績として踏まえた上で、水道局と協議をさせていただいて、それに見合うような希釈をして流すという方式を取らせていただきますので、特段大きな影響はないものというふうに考えているところであります。

○能登谷委員 これで終わりますけれども、結構、深川とか滝川の下流域の農家の皆さんがナーバスな課題として捉えている向きがありましたので、そこはちょっと丁寧な説明が必要なんじゃないかなと思うんですね。下水と直接放流の場合の基準が違うってこともあるんですけど、ただ、そこで本当に全部クリアになっていくのかっていうと、ゼロにはならないわけで、いろんなものがね、ましてや今、PFASなどの心配も含めていろんなことが起きていますので、それらも含めてきちっとした発信はしなければならないなと思っていますので、そのことは気をつけていただきたいなというふうに思います。

以上、終わります。

○高橋紀博委員長 環境部長にお伺いいたします。先ほど、能登谷委員から申出があった中園廃棄物最終処分場の廃止に関わる要求資料について、次回の委員会までに御用意ができますでしょうか。

○太田環境部長 過去のデータについては、既にホームページなんかでも公開しているところがございますけれども、次回の委員会までには、そういった一連の取りまとめたものをお見せできるようにしたいと思います。

○高橋紀博委員長 はい、分かりました。

他に御発言はございますか。

○**金谷委員** すみません、引き続きでお聞きしたいと思います。

中園の廃止です。廃止ということ自体を決定したのはいつか。そして、事前に廃止の予定っていうのを、考え方というのを持っていたのかお聞きしたいと思います。

○**太田環境部長** 先ほど御説明もさせていただきましたけれども、これまでの水質ですとか、ガスなどの測定値については、都度、中園廃棄物最終処分場監視委員会というところに報告をしていて、そこで今回の2月の数値をもって、安定したんではないかという意見をいただいたというところなんです。ですから、正式な廃止という部分については、これから地域の説明会を行い、そこで合意が得られた上で、初めて廃止に向けた手続を進めていくというふうになります。ですから、まだ地域の御意見を伺う前で、正式決定ということではなくて、それを踏まえた上で正式決定し、意思決定した後、廃止手続、具体的な廃止確認申請等に移りたいというふうにご考えてございます。

○**金谷委員** まだ意思決定していないっていうことで、確認したということでもいいんですかね。2月の数値をもって。そうすると、その以前からね、この中園の廃棄物処分場の今後の廃止についての考え方は持っていなかったということよろしいですか。

○**太田環境部長** あくまでも、先ほど申し上げましたけれども、処分場廃止に当たっては、最初に水質ですとか、ガスですとか、法令で求められている数値が基準以下になっているかどうかという確認が当然必要になってきます。数値が満たされた上で、初めて廃止に向けた手続が行えるというふうにご考えてございますし、その上ではやはり住民合意というのは当然必要になってくると思いますので、今の段階では、廃止前提でのお話というよりも、安定した状況を地域住民の皆さんに説明会等で説明した上で、理解をいただいた上で手続を進めていくというふうなことを考えてございます。

○**金谷委員** 何か非常に疑問なんですけれども、どうもお聞きしてきた今日の報告の内容では、2月の数値をもって、今まで廃止、すぐ廃止っていう考えはなかった中で、廃止という考えを執行部側としては持ったと。それをもって、3月14日の附属機関会議にかけたというふうに聞こえるんですけれども。ということになりますとね、執行部側としては、廃止、極端な話、廃止ありき。今まで廃止の計画もなかったし、考え方を持っていなかったけれども、いずれそういうことはあるかもしれないということが前提としてあってもですね、そういう考え方を持っていなかったけれども、今回なぜか、2月の数値をもって、3月14日の附属機関会議にかけていただくことにしたというふうに聞こえるんです。そうすると、何かこういきなり廃止論というのが出てきたのかなあっていうふうに感じるので、その経過について、ちょっと説明していただけますか。附属機関会議にかけるに至る経過について、何を検討して、なぜこの時期にこういうものをかけることを提案したのかっていうことについてお聞きしたいと思います。

○**太田環境部長** 中園廃棄物最終処分場につきましては、埋立てを終了させてから期間が経過していく中で、当然、その施設自体の廃止というものは、その中にあるごみが安定化した上で廃止していくというのが、自然の流れといえますか、まずそういうふうになっていくと。ずっと半永久的にこの施設を続けるかという、ごみが安定したら速やかに廃止すべきというのが基本的考え方だと思ってございます。それでこれまでも21年間、そういったことでは水質やなんかを測定しながら、監視委員会についても、埋立て完了後の平成16年に設置したものでございまして、その間、都度、定期的に関係しながら、水質がどういう状況になっているかということをやっと報告し続けて、ず

っと議論してきたわけでございます。その間、先ほど申し上げましたように、都度、その今の状況の評価をいただいたりなんかしながらやってきたということでございますので、今回改めて数値を出したのではなくて、これまでそういった定期的に行われている監視機関の中で報告をしながら、状況推移を確認してもらって、それでこの2月で数値が安定したということで廃止しても大丈夫じゃないかというような意見をいただいたというような状況でございますので、それをもって、具体的な手続を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。基本的には施設ですから、ずっと持ち続けるよりは、安定化したら速やかに廃止するというのは基本的な考え方だと思っておりますし、それが今までは水質が一定の基準を満たさない状況では、ずっと管理を続けてきたということでございますので、今回そういったことで基準値を下回ったということで、安定化したという判断の下、手続を進めていきたいというふうに考えているということです。

○金谷委員 ちょっと今聞いただけなので、資料もないので、今ここでのやりとりでの私の受け止めとしては、その数値以下だったっていうのは、今回初めてじゃなくて、大分前からだったっていうふうには聞こえたんですけど、ちょっともう1回確認したいんですけど。ちょっと私からすれば、非常に数値の基準もね、この時代にあってはまだ甘いと。PFASの基準もないですからね、そちらで測定もしてないですからね。そういった中で予算等審査特別委員会でも指摘をしてきましたけれどもね。そういった中で、一応、今あるその基準で下回ったっていうのはいつからで、それを毎年、監視委員会にお示ししてきたというふうにおっしゃっているのかなっていうふうに思うんですけど、それはどのぐらいの期間、そのような状況でしたか。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 水質関係の数値の件だと思いますが、先ほども言いましたけど、まず、廃止に当たってBODという値、あと、SSという値がございます。

BODに関しては、閉鎖後ずっとやってきております。廃止の基準については、2年にわたって基準を満たしているということが一応条件ですので、令和6年に関しては、2月の値で遡ると、令和5年度から継続して60以下、一番高い値でも、一応24という値になっています。それ以前の令和4年、令和3年、令和2年も60以下ですから、通算すると5年間ずっと基準値を下回っているということになっております。

もう一つは、SS。先ほども言いましたけど、これも2年間にわたって基準を満足するというところで、令和5年度、令和6年度の2年間で、一番高い値に関しましては、10月に測定した32という値になっています。遡ると、令和2年から60を下回っているということで、通算すると5年間基準を満足しているということになっています。

もう一つが、発生ガスの関係でございます。こちらの関係は、まず廃止の基準として、埋立地からガスの発生がほとんど認められないという一応条件がありまして、現状でガス抜き管というものが97本ございます。そのうち90本という数値、9割以上に関してほとんど認められないということで、90%以上満足しているので、ガスに関しても廃止基準を満たしているということで、今回、廃止の条件を満たしているというようなことになっております。

○金谷委員 ガスに関しては97本のうち90本、90%以上認められないというのは廃止の基準なんですね、確認しますけど、そうなんですね。というふうにおっしゃったんですね。それと、SS、BODについては、両方とも50以下なんですね、基準がね。（「60以下」と言う者あり）60以下なんですね。それで、令和2年からずっと両方を満たしてきたんだっていうことで、それ

は今、お聞きして分かったんだけど、それであったとしても、そういうことを根拠にしながらも、今回いきなり廃止というような受け止めに、今させていただいているところであって。部長答弁でね、必ずしも意思決定はしてないと、今、一応、これから説明もして、住民にきちっと納得していただいた上で提案をする、きちっと意思決定するというところだから、ちょっとそこはぎりぎりかなって思うんですけども、本来であれば、ちょっと計画的に、どういう状況であるから廃止なんだという方針を示した上で、そして、今の状況の数値を根拠にして、そして必要な予算があればその予算をまず入れておいて、今回は予算も入っていませんしね令和7年、第3回定例会で補正予算を組むって今おっしゃったけど、ちょっと進め方がおかしいように見えるんですよ。なぜ、いきなり今回、今までと同じような数値だったにもかかわらず、令和2年から基準以下だったにもかかわらず、2月の数値を根拠にして、監視委員会に提案をしたっていう流れがね、何か急ぎ過ぎとか、ちょっと行政の進め方としてはあり得ないように見えてしまうので、考え方はあったのかってことを、これまでもあったのかってことをお聞きしましたけどね、そこで確認できませんでした。本当に分かりませんでした。

そして浸出水について、もうちょっと詳しく聞きたいけども、時間もあれなんではしよりますけれども、しかし、これ廃止したらもう浸出水の処理はしないんですよ、しないってことなんですよ。処理しなくて、そして、浸出水は、これも川に放流か、もともと川に放流ですもんね、これね。今度は処理しないで放流になるんですよ。だから、浸出水の処理がなくなってしまって、放流して果たしていいのかってところについてはね、やっぱり、浸出水、処理をしない水についての測定もしてもらいたいと思うんですよ。PFASも含めてやってくれて言ってくるんですけどもね。本当に安全性が確保されているというところでもって、きちっと廃止するなら、廃止する方向にするとしても、ちょっと急ぎ過ぎなので、これ一旦立ち止まったほうがいいんじゃないですか。もう少し考え方を改めて、処理がなくなった場合どうなのか、処理がどういうことをやっていて、今どういう状況なのか、これがなくなったときの内容なども、やっぱりまた別の機会を確認したいと思いますけれどもね。ちょっとねえ、このまま進めていただくのはちょっといかなものかというふうに思いました。

以上で終わりたいと思います。

○高橋紀博委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応についてにつきましては、理事者から報告願います。

○木村市立旭川病院事務局長 市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、配付資料に基づき、御報告を申し上げます。

資料の1ページを御覧いただきたいと存じます。当院では、新型コロナの感染力の強さや周期的な感染拡大発生の可能性などから、令和6年度におきましても、専用病床を確保、維持し、下期、10月から3月につきましても、新型コロナを念頭に置きながら、一般診療との両立を図ってきたところでございます。

一方で、現状においても、患者数、特に入院患者数がコロナ以前の水準に戻っていないこと、昨今の人件費増加や物価高騰が著しい中、それらに現在の診療報酬が見合っていないことなどから、当院の財務状況は急激に悪化し、経営改善が喫緊の課題となっている状況にもあります。

こうしたことも踏まえまして、新型コロナにつきましては、今後も感染拡大の可能性があり、その対応を継続していく必要がありますけれども、新年度から入院につきましては、一般病棟において診療を行うこととしております。

今回の報告は、令和6年度下期分の状況を中心とした、昨年度1年間の対応、また令和7年度からの対応につきまして、順次、御説明を申し上げます。

まず、資料1ページ下段の1、当院における新型コロナへの対応状況についてでございます。令和6年度は、下期におきましても、外来はかかりつけ科等で診療を行い、入院診療及び職員の感染対策は、2類相当時と同様に対応してきております。具体的には、入院診療につきましては、専用病床12床を維持し、感染対策については、入院前抗原検査を取りやめたものの、それ以外の発熱職員の出勤自粛、疑似症職員の出勤前抗原検査、入院面会の制限などについては、継続的に取り組んできたところでございます。この間、定点把握における発生動向では、年末年始に大きく感染拡大したほかは下げ止まりの状況が続いておりまして、院内におきましても、職員や入院患者の感染が確認され、入院病棟における集団感染が10月、11月、1月、2月に発生をしております。集団感染の発生時には、病棟での感染対策の徹底や発熱職員の出勤自粛、病棟単独での一時的な入院受入れ中止などによりまして、さらなる感染拡大を防ぐべく、細心の注意を払って診療を継続したところでございます。

次に、資料2ページ目になりますが、上段の2、感染症病棟の入院患者数についてでございます。当院が最初にコロナ感染患者を受入れた令和2年2月以降の1日当たりの入院患者数の推移につきましては、次の3ページの表1のとおりになりますけれども、令和2年2月から今年3月までの延べ入院患者数については、1万7千786人となっております。このうち令和6年度1年間の患者数は、2千431人となっております。また、その前年度、令和5年度の患者数は2千850人でありまして、令和6年度におきましては、前年度、令和5年度よりは減少はしたものの、それほど大きな減少には至っていないというような状況にございます。こうした結果から、今後も入院患者数がゼロになるということは考えられず、増減を繰り返しながら一定数の入院患者受入れが想定されるところでございます。

続きまして、ページ飛びまして4ページになりますが、3、令和7年度からの入院患者対応についてになります。新型コロナ入院診療につきましては、これまで専用病床を確保し、専属の看護師を配置してまいりましたけれども、新型コロナの5類移行後、特に令和6年度の財務状況の悪化が著しいこと、また、4月からは16年ぶりに整形外科の入院病棟が復活することなどから、今後もコロナ専用病床を確保し続けることは困難と判断いたしまして、3月をもってコロナ専用病床を閉鎖したところでございます。なお、資料には記載はございませんけれども、これに先立ち、経過期間として、3月17日からコロナ患者は一般病棟での受入れを行っておりまして、3月21日には、専用病床の入院患者数はゼロとなっております。そのため、先ほど3ページの表1でお示ししましたけれども、令和7年3月につきましては、3月20日までの状況ということになっております。令和7年度からは、各診療科の一般病棟での受入れを開始しておりまして、一般病棟におきまして

は、個室を活用あるいは多床室を個室として使用するなど、個室管理によって患者数に応じて臨機応変に対応することとしております。

続きまして、4ページ中ほどの4、病院全体の患者数についてになります。

まず、(1)の入院患者数につきましては、次の5ページになりますけれども、表2に入院1日平均患者数を示しておりますけれども、令和5年5月の5類感染症への移行後、令和6年の2月までは右肩上がりの状況を維持し、堅調に推移してまいりましたが、8月には前年同月を下回る状況に転じておまして、令和6年度1年間の延べ患者数では、令和5年度と比較して580人の増加にとどまるなど、伸び悩んでいる状況となっております。75歳以上の高齢者人口が令和12年頃まで増加すると予想されている中、高齢者の罹患率が高い疾患に対応した入院診療や、搬送件数の増加が見込まれる高齢者救急の受入れなどに力を入れることが重要でありまして、今後におきましても救急患者の受入れや、診療所等との連携強化による紹介患者の獲得等に継続的に取り組むとともに、高齢者に多い疾患に対応できる血管外科の新設、また、整形外科の再開により、コロナ以前の入院患者数の回復を目指してまいります。

次に、4ページ下段、(2)の外来患者数につきましては、こちらは6ページの表3に患者数の数字をお示ししておりますけれども、こちらは圏域の人口減に比例いたしまして、既にピークを超えた減少局面にあるという状況でありまして、患者数は右肩下りの傾向にあります。延べ患者数は、令和5年度には市内基幹病院で唯一、前年度と比較して増加したものの、令和6年度は、令和5年と比較して減少に転じたというところがございます。今後も減少は避けられないものと認識しておりますが、入院患者の増加につなげるためにも、当院が紹介受診重点医療機関に指定されていることを踏まえ、診療所等との連携強化や健診事業の充実に加え、各診療科の強みを周知する広報活動の強化などに努めてまいります。

資料の説明は以上になりますけれども、今回、コロナ専用病床を閉鎖したことに伴いまして、今後のコロナ患者数を正確に捕捉するということが困難になるということもあまして、これまで定期的に報告をしてまいりました新型コロナへの対応につきましては、今回をもちまして一区切りとさせていただきたいと思っております。今後、報告すべき事案が発生した場合など、必要に応じて適宜報告してまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○金谷委員 すみません、ちょっと教えてください。5類に移行した後ということで、今回、6階がコロナ病床じゃなくなったということですよ。で、コロナのために感染症病棟をつくっていましたが、それは使っていないのかなっていうふうに思うんですけど、それをどういうふうに考えていらっしゃるのかと、個室についての考え方で、個室もしくは他の患者様と一緒にならないように、一応、多床室を個室として使用するという考え方なんですけれども、その部分についての患者様の負担はないのかということ。で、多床室を個室として使用することによって、病床の不足っていうのはなく、十分対応できるのかについてもお聞かせください。

○木村市立旭川病院事務局長 まず感染症病棟、いわゆる感染症センターです。9床を今、確保しておりますけれども、やはり9床ではなかなか対応し切れないというところが一番大きい理由なんです。でも、これまでも活用してこなかったというところでもあります。ただ、今後は、基本的には一般

病床の中で対応するんですけれども、一番大きな理由が、箱はあるんですけど、やはり人なんです。結局、病棟を1つ運営するためには、夜勤も含めてそれなりの人数をそこに張りつけなきゃならないというところがありまして、一般病棟の中で個室管理をしていくと、病棟に配属されている看護師さんの中でのやりくりをするっていうことが可能になりますので、そういったことで、今そういった形でやっていこうとしていますけれども、例えば今後、仮に爆発的な感染が起きたりとか、それから後段の質問にもつながりますけれども、個室管理だけでは賄えない場合には、例えば一般診療を制限してでも、そのコロナ感染症センターを使って対応していくってことはあり得るのかなというふうに思います。

それから、今の個室管理の部分、当然、一般病棟の中でもコロナ以外の病棟の方で、個室を希望する方もいらっしゃいますので、そういった意味では必ずしも個室の数が十分かという、今、十分ではないんですけれども、現状の稼働率を考えますと、当面は対応可能なのかなというふうに考えています。ただ、先ほど言いましたように、個室管理ができなくなってきた場合には、最初に申し上げたその感染症センターのほうでの診療、入院診療というものも当然考えていかなきゃならないのかなと思っていて、その辺は、看護師さんの配置の状況と、感染拡大のバランスを見ながら臨機応変に対応することになるのかなというふうに考えております。

個人負担について、基本的には今想定されるものはないんですけれども、実際例えば、今までも多少は一般病棟の中で個室管理した部分もあるんですけども、これからそれがメインでありますので、今まで見てきた中で、個人負担が大きくなったって話は聞いてないんですけれども、今後やっていく中で、万が一、そういった部分があった場合には、そこも随時対応してまいりたいと考えています。

○金谷委員 ちょっと分からないんですけど、それぞれのフロアで今、2床ずつぐらい個室ありますよね。そこを使うときは有料ですよ。それで、何かどうもこの文章だと、そこで対応しますよっていうふうに書いてあったら、コロナの人だっただで入れてくれるのかなって見えちゃうわけ。そうじゃなくて、コロナだけ希望したら個室を使っただけでいいようにして、それは普通と同じように1室1泊何千何百円、そういうようなことを考えているのか。そうすると負担になりますよね。多床室についても、例えば1人で使ったら割増しなんですよね、本当に。だから、そういうふうになるんですかっていうことを聞いたんです。

○木村市立旭川病院事務局長 失礼しました。ちょっと質問の趣旨を勘違いしました。コロナ感染患者につきましては、個室を利用した場合の、いわゆる割増し料金的なものを徴収しないことになります。

○高橋紀博委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時57分